

(エッセイ) 公調委委員室の窓から

かみや かずこ
上家 和子

前公害等調整委員会委員

公害等調整委員会の委員室の窓からは、国会議事堂や赤坂方面の高いビル群を背景に、銀杏並木を眺めることができました。紙面をお借りして、公害等調整委員会の委員としての4年間、窓の外を眺めたりしながらつれづれに思ったこと感じたことを披露させていただきます。

○ことばの壁

公害等調整委員会は、行政ADR（裁判外紛争解決手続）機関であるため、法曹界をベースにした手続きや使用言語が使われます。これまでほとんど法曹に縁のなかった私にとって、委員会で飛び交う単語は異国語でした。

たとえば委員会の中の部屋の名称『シンモンテイ』。ここに奉職するまで、廷という文字は日本史に出てくる朝廷の廷としてしか思いつけず、同じフロアの部屋の名前で使っていることに驚きました。『キジツ』については、前任の吉村英子さんからも「キジツ」「キジツ」って、最初のうちは何を言ってるのかわからなかったわよ、と伺っていましたが、そのとおり、「期日」日時、ときところのとき？と何のことかわからずしばらくして「期日前投票の期日みたいな？」などと思ったりしました。『シンケン』に至っては文字も浮かびませんでした。『求釈明』は耳ではなく目から最初に入ってきましたが、釈明というと、国語辞典では、「事情を明らかにして誤解を解くこと」などと説明されているため、何を誤解しているのか、「弁明」とどう違うのか、代理人弁護士のついていない申請人にはわかるのだろうか、と考え込んでしまいました。『センジュウ・コウジュウ』は「先住民の先住」とすぐに思いつけましたが、「後住」はすぐには漢字変換できず、対比してみて「そうすると、ピルグリム・ファーザーズは後住民だな」などと妙に納得したものです。

今でこそ、「甲号証」「乙号証」「職号証」そして「職権」もあたりまえの用語として使うようになりましたが、一般の人にはまず馴染みのない言葉ではないかと思います。

因果関係があるかないかの『心証』は残されていた文献などから、通常人が疑いをさしはさまない程度に高度な蓋然性があると判断されたこと、と理解しましたが、一般的には、「心証」といえば「心に受ける印象」ということになるでしょう。申請人は「心証を開示する」と言われ

てその意味をどうとらえたでしょうか。

公害等調整委員会が扱っている事件では資料はすべて電子ファイル化されていて、テレワークのみならず、委員会室や会議の席上でもとても便利に使えますが、担当委員には紙媒体も配布され、個人資料として使用することができます。それはそれでパラパラとめくって瞬時に開いて一瞥できて助かりましたが、この事件資料、事件ごとの分厚いハードファイルは第1分類、第2分類、第3分類、という見出しで分類されています。何が第1なのか何が第2なのか、開いてみればわかり、使ってみれば使いやすいものの、最初は毎朝デスクに載せられた事件資料をどう綴じておけばいいのか、なぜそうやって綴じるのがいいのか、さっぱりわかりませんでした。

いずれも、説明を受けてみると容易に理解できることではありますが、自治体で担当に着任した職員や法曹界以外からの審査会委員、そして申請人も、私と同じように戸惑いを感じることもあるのではないかと思います。

○法曹界と医療界

私は医師という背景をもって委員に着任しました。医療・医学の現場と法曹界にはいわば『走る方向』に大きな違いを感じます。どういうことかと申しますと、医療では患者も患者の家族も医療者もステークホルダー全員が「治りたい、楽になりたい」「治ってほしい、楽になってほしい」「治したい、楽にしてあげたい」と、同じ方向に向かって走っているといえます。医療の現場では救えない命があり、生物には寿命がある以上最終的には死亡率は100%です。医療に絶対はないし、うまくいかないこともあります。それでも、悪くなりたい、痛くなりたい患者はいないし、治療・手術の失敗をめざす医師はいません。

ところが、法曹で扱われるのは紛争ですから必ず人と人が対峙対立しているところから始まります。ぶつかる方向に走ってきた双方の当事者に、客観的な証拠を示し、話し合いを進めることで、減速して衝突を収めることはできるとしても、もともとめざす方向が真逆なので完全に全員が満足することはあり得ないでしょう。

この違いは法曹と医療の思考の違いにも反映されているのではないかと思います。

もう一つ、無意識の科学的前提、涉猟できる科学的知見の使用について大きな違いがあると思います。紛争解決においては、相手方にも紛争解決機関にも無意識の前提は通じません。世の中にある知見を勝手に前提にすることはできません。すべての前提を明確に示してお互いの

認識を確認しながら解決をめざします。このため、言葉は厳密に定義されて使われます。少し脱線しますが、国土交通大臣からの意見照会の回答書でしばしば目にするこの「本件審査請求は、理由がないものとする。」につづいて次の小見出しは「理由」と続きます。ぼーっと読むと「理由がない理由？」と思ってしまいますが、読み進めていくと、なぜ請求理由にならないか、審査請求人の主張をなぞったうえで委員会の見解が理路整然と示されています。

これに対し、医療は、有史以前からの多くの経験と犠牲のもとで集積された知見によって積み上げられてきたもので、全く知らない患者の経験をいわば勝手に活用しつづけて今日があるわけです。たとえば「血圧 130mmHg 以上は高血圧」というのも、大勢の人の血圧を測ってみたらこのくらいまでの人よりもそれ以上高い人ではいろいろ病気になっていた、という、自験例ではない多くの人の経験例の積み重ねを分析して線引きをしたものですし、手術の方式も誰かがやってみてうまくいったと報告すれば同じようにやってみる人が増え、そこには特許権はなくて、誰かが始めたことが広まり改良されていって一般的な術式になっていくわけです。理由はありません。事実があるだけです。

こうしたことも思考の違いに反映されていると思っています。

○多様性のある組織の強み

法曹界と医療界、法曹のなかでも判事と弁護士、そして「公害」に対して様々な見解を持っている各省庁出身者、こうした様々な背景をもつヘテロなメンバーの集団である公害等調整委員会は、この多様性を強みの一つにしていると思います。

多様性という強みを遺憾なく発揮させるために必要なのがコミュニケーションです。新型コロナ禍のための制限が解除された今、ますますコミュニケーションを活発にしてしなやかな組織に発展してもらいたいと願っています。